

# 定 款

天馬株式会社

# 定 款

## 第一章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、天馬株式会社と称する。

英文では、TENMA CORPORATIONと表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂製品の製造および売買ならびにその原材料および合成樹脂製品成形機械の売買
2. 紙製品およびその原材料の製造および売買
3. 金型の設計、製造および売買ならびに金型工作機械の売買
4. 電気機械器具の製造および売買
5. 土木建設用資材の製造および売買
6. 金属製品、木工品、陶磁器、石工品、皮革、硝子、衣料品、繊維、貴金属および農水産物の売買
7. 培養基、培養土、腐植土の生産、加工、売買
8. 環境に係る水、空気等の浄化処理施設・装置の設計、施工および売買
9. 肥料および飼料の生産および売買
10. マグネシウム、アルミニウム、亜鉛等の合金の成形、加工および製品に係る原材料、機械その他の設備の売買
11. 合成樹脂製品・金属製品等の表面処理加工、塗装および印刷ならびに製品に係る原材料、機械その他の設備の売買
12. セラミックスの成形、セラミックス製品の開発、製造、売買および製品に係る原材料、機械その他の設備の売買
13. 煙草、酒類、医薬品、医薬部外品、衛生用品、食料品、清涼飲料水、履物、植木、家具調度品、日用品雑貨等の製造および売買
14. 一般・産業廃棄物の処理
15. 一般・産業廃棄物を分解、処理する機器の設計、製作、売買
16. 一般・産業廃棄物を分解、処理する微生物の選別、培養、売買

17. 前記各号に掲げる物品の輸出入、賃貸借、修繕等に関する事項
18. 貨物自動車運送事業
19. 自動車運送取扱事業
20. 人材派遣業
21. 総合リース業および金融業
22. 損害保険代理業および生命保険媒介に関する業務
23. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
24. インターネット等を利用した通信販売業および卸売業ならびに小売業
25. 太陽光等の新エネルギーによる発電および電力の売却に関する事業
26. 浴場の経営
27. 食堂および売店の経営
28. 子会社、関連会社に対する経営指導および技術指導
29. 前記各号に係るソフトウェアの作成・販売およびエンジニアリングに関する事業
30. 前記各号に係る知的財産権に関する事項
31. 前記各号に附帯または関連する一切の事業

### 第3条（所在地）

当社は、本店を東京都北区に置く。

### 第4条（機関の設置）

当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

### 第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第二章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、77,153,900株とする。

#### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株式の買増請求）

単元未満株式を有する株主は、当社に対し、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求することができる。

#### 第9条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### 第三章 株主総会

#### 第11条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### 第13条（招集地）

当社の株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

#### 第14条（招集者および議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

### 第四章 取締役および取締役会

#### 第18条（定員）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

#### 第19条（選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## 第20条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

## 第21条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。取締役社長に差し支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

## 第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

## 第23条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

#### 第24条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

### 第五章 監査等委員会

#### 第26条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

#### 第27条（常勤監査等委員）

監査等委員会の決議により常勤監査等委員若干名を選定することができる。

#### 第28条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

### 第六章 取締役の責任免除

#### 第29条（責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

### 第七章 計 算

#### 第30条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第31条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### 第32条（剰余金の配当基準日）

当社は、配当基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第33条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

### 第34条（除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 期末配当金および中間配当金には、利息を付さないものとする。

## （附 則）

### （株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

#### 第1条

定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（2022年6月23日 一部変更）